

令和3年度当初予算編成方針

R2.10.15

総務部
清流の国推進部

1 当初予算編成の前提となる財政状況

○ 国の予算編成状況

- ・総務省より示された「令和3年度地方財政収支の仮試算（概算要求時）」では、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等の大幅な減少が見込まれる中、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、令和2年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされた。
- ・一般財源総額は、前年度を0.2兆円下回る63.2兆円、水準超経費を除いた地方交付税交付団体ベースでは、前年度から0.4兆円増額となる62.1兆円となっている。
- ・これは、社会保障関係経費の自然増などが踏まえられたものではあるが、その内容は、地方税・地方交付税の減少分を地方の借金である臨時財政対策債の大幅な増額によって収支を均衡させる試算となっている。
- ・他方、国の概算要求では、新型コロナウイルス感染症への対応などについては、今後の予算編成過程で調整されるため、その動向を十分注視していく必要がある。

○ 本県財政の状況

- ・本県の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響による人・モノの動きの停滞に先の7月豪雨の影響が重なり、観光業、飲食・サービス業、地場産業を中心とした製造業などにも大きな影響が出ている。このため、今年度の税収は、現時点の見通しで300億円程度の減収が見込まれる。
- ・また、7月の内閣府の試算によれば、来年度の税収は、今年度に引き続き、国・地方ともに大きな減収が見込まれており、これを本県に当てはめると、今年度当初予算比で150億円を超える減収になるものと試算している。
- ・更に、近年の度重なる災害対応の影響で、県債残高、将来負担比率は増嵩しているほか、新庁舎建設に伴う県債の増加も加わり、来年度の県債発行額は激増する。
- ・歳出面では、社会資本の老朽化や社会保障関係経費の自然増、来年度から増加に転ずる公債費に対応する必要があるほか、今年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期さなければならない。
- ・こうした中で、一人ひとりの幸せと確かな暮らしのあるふるさと岐阜県を目指し、「清流の国ぎふ」創生総合戦略に盛り込まれた重要な政策課題に対応していく必要がある。

2 当初予算編成の考え方

(1) 基本的な取組方針

○ 財政規律の遵守

- ・ 本県の財政状況は、新型コロナウイルス感染症の影響による税収減が鮮明になる中、非常に厳しい状況となっており、これまで以上に行財政改革の努力を行い、より厳しく財政規律を遵守し、節度ある予算編成を行う必要がある。
- ・ このため、一般政策予算については、別途、各部に示す一般財源総額の範囲内で予算要求すること。
- ・ 社会保障関係経費については、新型コロナウイルス感染症関連事業以外について、近年の決算状況を踏まえた規模の見直しを別途検討していること。

○ 重要な政策課題に的確に対応

- ・ 他方で、目下最大の懸案である新型コロナウイルス感染症対策や「清流の国ぎふ」創生総合戦略に盛り込まれた重要な政策課題についても、積極的に対応していく必要があり、持続的な財政運営と重要な政策課題への対応の双方を心掛けた、メリハリの利いた予算編成を行わなければならない。
- ・ このため、新型コロナウイルス感染症対策事業やその他の新規事業については、重要政策予算として、上記一般財源総額の範囲外で要求できるものとする。
- ・ ただし、新規事業については、新設された国事業への対応などの真に必要な事業に厳選し、安易な既存事業の組替えによる事業などは厳に要求を慎むこと。

○ 事務事業見直しの反映

- ・ 「事務事業見直し推進本部員会議」にて示した事務事業の見直しを進めること。
- ・ 「事務見直し」については、その結果を踏まえた予算要求とすること。また、見直し内容の反映は、各事業だけでなく、事務の改善を踏まえ、事務的経費についても的確に行うこと。
- ・ 「事業見直し」については、事業数を削減することとしており、各部において、原則、対前年度比5%減らすことを目標とすること。（ただし、新型コロナウイルス感染症対策事業や新規事業は含まない）
- ・ ねんりんピック開催経費、東京オリンピック・パラリンピック関連イベント経費、観光予算、豚熱関連事業は、別途、今年度予算から減額する見直しを検討することとしており、その見直しを反映したうえで要求すること。

(2) 具体的な予算編成の視点・ポイント

① 「予算要求基準」の遵守

別紙1のとおり

- ・ 予算要求基準を遵守のうえ、各事業の費用対効果や必要性、効率性、将来負担等を十分精査した予算要求を行うこと。
- ・ 一般政策予算のうち、県有施設の維持管理経費や、一定規模以上の債務負担行

為設定事業などについては、前年度の一般財源と同額を基本として、その他の経費については、令和2年度単年の事業や、隔年で計上する周期事業、別途見直しを実施する社会保障関係経費などを考慮したうえで、部ごとに一定の率を乗じて、一般財源総額を算出していること。

- ・令和2年度の重要政策予算（単年度事業を除く）については、一般政策予算として取り扱い、一般財源総額の算定を行うものであること。
- ・既存事業の縮減を行う場合には、各事業を一律減額するのではなく、事業の廃止・休止による抜本的な見直しに努めること。また、その場合において、関係者や関連団体との意思疎通を十分に行うこと。
- ・個別調整事業については、今後の予算編成過程において所要額の検討を行う予定であること。
- ・その他の政策予算、非裁量予算、管理予算については、可能な限り所要額を圧縮し、要求すること。

② 重要政策予算について

- ・新型コロナウイルス感染症対策事業や、その他の新規事業については、前述の一般財源総額の範囲外で要求できるものとする。
- ・ただし、新規事業については、新設された国事業への対応などの真に必要な事業に厳選し、安易な既存事業の組替えによる事業などは厳に要求を慎むこと。
- ・終期の設定について、新型コロナウイルス感染症対策事業は原則1年、その他の新規事業は原則3年以内とすること。
- ・国庫補助事業の活用を最優先して検討すること。

③ 事務事業見直しの反映について

- ・事業数の削減にあたっては、廃止・休止による事業数の縮減のほか、事業の統合など、執行上の利便性を図るものでも良いこと。
- ・社会保障関係経費については、新型コロナウイルス感染症対策予算以外の事業について、別途適正規模の検討を予定していること。

④ SDGsの推進について

- ・本県では、地方創生の推進そのものがSDGs達成に向けたプロセスであるとの考えのもと、「清流の国ぎふ」創生総合戦略にSDGs推進を明記し、その達成に向けて各種施策に取り組んでいる。
- ・持続可能な地域づくりを進めるにあたっては、幅広い分野や地域で施策展開されることが重要であることから、来年度予算編成においては、新規事業を含めて、SDGsと政策予算との関連を整理する予定であること。

⑤ 公共施設の再整備及び維持保全と維持管理予算について

- ・公共施設の再整備及び維持保全に係る予算については、令和2年8月6日付け「岐阜県県有建物長寿命化計画（個別施設計画）の更新等について」における

令和3年度報告値を踏まえた要求を行うこと。

- ・その際、昨年度の長寿命化計画の額を超える場合等については、県全体の優先度などの観点から、年度間の平準化を図ることも想定していること。
- ・また、来年度は、厳しい財政状況に鑑み、更なる先送りを検討する場合もあること。

⑥ 周期事業の取扱い

- ・複数年周期で予算計上を行う必要のある事業については、必要最小限での要求を可能とし、財源捻出は不要とする取扱いであること。

⑦ 基金事業の取扱い

- ・基金を財源に実施する事業については、各部の活用計画により要求すること。
- ・清流の国ぎふ森林・環境税事業については、林政部と調整後、要求すること。
- ・なお、国補正基金に係る要件緩和や活用期間の延長等の見直しが行われれば、必要な対応を行うこと。

⑧ 国庫補助事業等の受け入れの精査

- ・国において進められる地方財政に関連する制度等の見直しについては、その動向を十分注視し、適宜適切に予算に反映すること。
- ・国庫補助事業については、財源的には有利であるが、一定の県費を伴うことや事業実施に伴い人的負担を要することから、必要性や事業効果を十分吟味したうえで受け入れを行うこと。また、国庫10/10事業であっても、人的負担が伴うことや県費による事業継続の可能性があることを十分に認識し、安易な受け入れを厳に慎むこと。
- ・地方創生推進交付金や地方創生拠点整備交付金については、地方創生を推進する観点から、積極的に活用するよう心掛けること。

⑨ 過去の予算の前倒し効果の反映

- ・過去の予算において、後年度で見込まれた財政需要について前倒して対応したもののについては、原則、予算要求を差し控えること。

⑩ 「予算の使い切り」廃絶に向けた取組みの徹底

- ・「予算の使い切り」廃絶に向けた取組みを徹底することとし、現段階で執行計画の確定していない不要不急の経費の要求は控えるとともに、年度末における無理な予算執行は厳に慎むこと。
- ・RENTAI 掲示板に掲示している「予算の残し方事例集」を活用し、経費節減に努めること。

⑪ 現地機関の実情把握

- ・本庁各課においては、予算要求に際して現地機関の実情を十分把握し、その声

を反映した予算要求に努めること。

- ・なお、平成 29 年 11 月から RENTAI リンク集に設置している「予算相談窓口」において受け付けた相談内容のうち、予算対応が必要なものについては、別途、関係各課へ対応を協議する予定であること。

⑫ 特別会計、企業会計について

- ・各会計の運営状況を勘案しつつ、税負担（一般会計繰出）の妥当性等について再検証すること。

⑬ 債務負担行為及び長期継続契約の適切な運用

- ・債務負担行為については、岐阜県公契約条例を踏まえた適切な運用に留意する必要があるとともに、将来の財政運営を圧迫する側面もあることから、対象事業、限度額、年割額等について十分な精査を行うこと。
- ・長期継続契約については、債務負担行為同様、全体事業費及び各年度事業費を明らかにして要求すること。

⑭ 予算編成過程の公開について

- ・予算編成過程を公開する中で、事業ごとにこれまでの取組状況や成果についても公開することとしていることから、所管課においては、事業の目的や取組みの評価などを定量的に十分整理して予算要求を行うこと。
- ・また、事業の評価指標については、原則設定することとしており、各事業が位置づけられる各種計画や、「清流の国ぎふ」創生総合戦略における数値目標などを参考に設定すること。

事業分類別の予算要求基準

この予算要求基準は、あくまでも現時点における要求の上限を定めるものであり、今後の税収や地方交付税の動向など、財政環境の変化等により、更なる歳出削減があり得るものであること。

1 政策予算

政策予算の要求に際しては、事業の目的やこれまでの取組みの評価などを定量的に十分整理し、県民目線を意識し、行政需要に的確に対処した要求を行うよう心がけること。

(1) 一般政策予算

- ・別途、各部に示す一般財源総額の範囲内で予算要求すること。なお、当該予算のうち、県有施設の維持管理経費や、一定規模以上の債務負担行為設定事業などについては、前年度の一般財源と同額を基本として、その他の経費については、令和2年度単年の事業や、隔年で計上する周期事業、別途見直しを実施する社会保障関係経費などを考慮したうえで、近年政策予算が増加している商工労働部・農政部については、前年度の一般財源に100分の80、その他の部は100分の90を乗じた額を基本として、一般財源総額を算出していること。
- ・令和2年度の重要政策事業のうち、継続実施が必要な事業については、一般政策予算として取り扱うことから、一般財源総額の算定は、当該事業に係る一般財源も含めたものとなること。
- ・既存事業の縮減を行う場合には、各事業を一律減額するのではなく、事業の廃止・休止による抜本的な見直しに努めること。また、その場合において、関係者や関連団体との意思疎通を十分に行うこと。

(2) 重要政策予算

- ・新型コロナウイルス感染症対策事業やその他の新規事業については、所要額を要求すること。
- ・ただし、新規事業については、新設された国事業への対応などの真に必要な事業に厳選し、安易な既存事業の組替えによる事業などは厳に要求を慎むこと。
- ・終期の設定について、新型コロナウイルス感染症対策事業は原則1年、その他の新規事業は原則3年以内とすること。
- ・原則ソフト事業を対象とするもの（1千万円未満のハード事業を含む）であること。
- ・国庫補助事業の活用を最優先して検討すること。

(3) 個別調整経費

- ・「公共枠」「県単枠」「学校建設事業」「単独交通安全整備事業」「私学振興補助金」「スポーツ振興事業」については、今後の予算編成過程において所要額の検討を行う予定であること。
- ・「学校建設事業」のうち、県有建物長寿命化計画における建物の再整備及び維持保全経費については、「学建長寿命化」として、別途通知における令和3年度報告値を踏まえて要求すること。

(4) 県費 1 千万円以上の投資的経費

- ・可能な限り所要額を圧縮し、要求すること。
- ・新たな施設整備の着手を行う場合は、事業規模やランニングコストの多寡、他県の整備状況など、必要性を十分精査した上で要求すること。

(5) 学校建設事業以外の県有建物長寿命化計画予算（再整備及び維持保全経費）

- ・県有建物長寿命化計画における建物の再整備及び維持保全経費については、「長寿命化」として、別途通知における令和 3 年度報告値を踏まえて要求すること。

(6) その他の政策予算

- ・「情報システム開発経費」「情報システム保守管理経費」「特別会計への繰出金等」「指定管理者制度導入施設関連事業」については、可能な限り所要額を圧縮し、要求すること。

2 非裁量予算

- ・所要額の確実な見通しに基づき積算するとともに、非裁量予算とすることの適否を含め、制度のあり方まで踏み込んで見直したうえで、可能な限り所要額を圧縮し、要求すること。
- ・特に、社会保障関係経費については、近年の決算の状況などを踏まえて、改めて所要額を整理することを予定していること。

3 管理予算

- ・「人件費」については、従来のルールに基づき、要求すること。
- ・その他の管理予算については、可能な限り所要額を圧縮し、要求すること。

事業分類体系

事業分類		略名	定義
政策予算	特定政策予算	公共枠	公共枠 公共枠として枠的に予算措置する事業
		県単枠	県単枠 県単枠として枠的に予算措置する事業
		個別調整事業 私学振興補助金	私学振興 私学振興枠として枠的に予算措置する事業
		学校建設事業	学校建設 学建枠として枠的に予算措置する事業
		学校建設事業のうち県有建物長寿命化計画分	学建長寿命化 学建枠として枠的に予算措置する事業のうち県有建物長寿命化計画に係る事業
		単独交通安全整備事業	単独交安 単独交安枠として枠的に予算措置する事業
		スポーツ振興事業	スポーツ振興 スポーツ振興枠として枠的に予算措置する事業
		県費1千万円以上の投資的事業	1千万以上 県費1千万円以上の投資的事業（毎年度、経常に一定額を計上する事業を除く）
		県有建物長寿命化計画予算（再整備及び維持保全）	長寿命化 県有建物長寿命化計画に係る予算（再整備及び維持保全）
		森林整備特別事業	森林整備 森林枠として枠的に予算措置していた事業
	情報システム開発経費	情報開発 情報システム開発経費（「情報システム導入審査委員会」協議対象事業に限る）	
	情報システム保守管理経費	情報保守 情報システム保守管理経費（複数年契約締結事業に限る）	
	特別会計への繰出金等	特会繰出金等 特別会計への繰出金等	
	指定管理者制度導入施設関連事業	指定管理者 指定管理者制度導入施設関連事業	
	一般政策予算	一般政策経費（通常分）	一般政策通常分 一般政策予算のうち、他に分類される事業を除く事業（令和2年度重要政策事業を含む）
		一般政策経費（特定分）	一般政策特定分 県有建物長寿命化計画対象外施設の維持管理費、会計年度任用職員報酬（定数外）、県費1千万円以上の負担金及び県費1千万円以上の債務負担行為設定事業等
		一般政策経費（維持分）	一般政策維持分 県有建物長寿命化計画対象施設の維持管理経費
		一般政策経費（枠外分）	一般政策枠外分 継続事業のうち、一般財源総額の算出にあたり対象外とした事業（維持分に係るものを除く）
		一般政策経費（維持枠外分）	一般維持枠外分 一般財源総額の算出にあたり対象外とした事業（維持分に係るもの）
	重要政策予算	重要な政策課題に対応する事業	新規事業分 新型コロナウイルス感染症に対応する事業を除く新規事業（原則ソフト事業）
コロナ事業分 新型コロナウイルス感染症に対応する事業			
非裁量予算		非裁量予算	法律等により事業の実施、経費の支弁が義務づけられている事業
管理予算	人件費	人件費	特別職給与・報酬、一般職給与、会計年度任用職員報酬（定数分）、OB職員の団体への補助、外郭団体等プロパー職員の人件費補助
	公債費	公債費	公債費
	税交付金等	税交付金等	税の市町村交付金等
	その他管理予算	管理その他	予備費、会計管理費など各部共通の予算（人当旅費、人当需用費、指定修繕を含む）